

給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与収入金額	給与所得控除	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下		給与等の収入金額 × 40% - 10万円
180万円超190万円以下		給与等の収入金額 × 30% + 8万円
190万円超～	改正なし（下記表参照）	

（参考）

【給与所得控除額（改正なし）】

給与の収入額	給与所得控除額
190万円超 360万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

